

# 特別展「池田龍雄」運営・広報等業務委託仕様書

## 1 委託業務名

特別展「池田龍雄」運営・広報等業務

## 2 目的

佐賀県立美術館(以下「美術館」という。)では、令和5年(2023年)9月6日(水曜日)から10月29日(日曜日)の会期で、佐賀県立美術館40周年特別展「あそび、たたかうアーティスト 池田龍雄」を開催する。

伊万里に生まれ、戦後日本の前衛美術に存在感を示した芸術家、池田龍雄(1928-2020)。その作品は、社会への鋭いまなざしと力強いユーモアに溢れている。本展は「戦後美術の巨人」とも呼ぶべき池田龍雄の故郷佐賀での初の回顧展であるとともに、その作品や彼が残した言葉の数々から「人間・池田龍雄」を多面的に紹介し、時代を駆け抜け多彩な個性を発揮した池田の創造力に迫る機会である。

この特別展の広報、運営及び展示工作物作成の業務について、意欲のある事業者に委託する。

## 3 業務委託期間

契約締結の日～令和5年(2023年)12月28日(木)

## 4 展覧会の概要

- (1)展覧会名称 佐賀県立美術館開館40周年特別展  
「あそび、たたかうアーティスト 池田龍雄」
- (2)会期 令和5年(2023年)9月6日(水曜日)から10月29日(日曜日)  
開館日 計47日間 (うち土曜日、日曜日、祝日が計17日間)  
休館日:毎週月曜日(休日の場合翌日) 開館時間:9時30分～18時
- (3)会場 佐賀県立美術館 2・3・4号展示室
- (4)主催 佐賀県立美術館

※詳細は別紙開催要項のとおり。

## 5 委託業務の内容

### (1) 展覧会の広報物(ポスター・チラシ等)のデザイン原案及び作成・印刷・発送

- ア 展覧会に係るポスター・チラシ・チケット・開会式案内状等の広報物について、展覧会の顔となる魅力的かつ統一的なデザインを作成し、印刷する。
- イ ポスター・チラシについては、同種(当館あるいは他の美術館の有料展のポスター・チラシのデザイン)の制作経験、実績が豊富なデザイナーを起用し、斬新かつ洗練されたデザイン及び展覧会ロゴを作成する。チケット類及び開会式案内状は、ポスター・チラシのデザインを基に、それぞれ魅力的なデザインを作成する。
- ウ 展覧会ロゴを含む各デザインは、力強くインパクトがあり、またユーモアや遊び心も感じられる、若年層にも親しみやすいものを提案すること。尚、実際のデザインは受託者の企画提案を基に、本館と受託者との協議の上で進めることとする。
- エ 印刷は美術作品のイメージの再現に堪えうる高精細印刷とし、発色が良く褪色しにくいインクを使用すること。
- オ 校正については、デザインでレイアウト・文字校正を2回以上、印刷で色校正1回以上をそれぞれ行う。
- カ 各印刷物の仕様は次のとおり。

	規 格	紙 質	印刷部数
ポスター	B2サイズ片面印刷、4色、高精細オフセット印刷	アート紙135kg	1,000枚
チラシ	A3サイズ(縦 297mm×横 420mm)両面印刷・二つ折り(=A4サイズ見開きとなる)、4色、高精細オフセット印刷	アート紙70.5kg	100,000枚
チケット	最大230mm×72mm(詳細下記)、4色、高精細オフセット印刷	再生コート紙 135K	16,000枚
開会式案内状	案内状、出欠返信ハガキ、封筒 等一式、2色、高精細オフセット印刷		500組

#### 【補足 チケットの種類別仕様】

	寸 法	仕 様	枚 数
観覧券(一般)	180mm×65mm	50枚綴りで1ヶ所ミシン目入り。 通し番号を打つ。	7,000枚
観覧券(割引)	180mm×65mm	50枚綴りで1ヶ所ミシン目入り。 通し番号を打つ。	5,000枚
招待券	180mm×65mm	バラで1ヶ所ミシン目入りとし、50枚ごとに紙に入れる。	4,000枚

- キ ポスターは1,000枚の内800枚を八つ折りの状態で、チラシは100,000枚の内1,000枚を三つ折りの状態で納品する。なお、納品箇所は美術館とし、納品時期は令和5年7月1日を目途とする。

ク エで納品した印刷物を、本館が指定する枚数分、広報用リストの宛先(県内の小中高等学校・特別支援学校、県内及び近県の公共施設・観光施設、全国の博物館・美術館、及び本展の関係機関・組織等。約3,000件程度)に送付する。尚、リストは当館が提供し、送付用の封筒と送料は本館が提供・負担する。

ケ 運営上の企画提案に基づき、上記ウ～オの仕様を変更する必要があるときは、美術館と協議のうえ決定し、変更点を記録して、実施すること。

コ 各印刷物の編集著作権は美術館のみが有するものとする。また、印刷物納品時に編集データ(AI、PDF)も併せて納品すること。

タ 上記ア及びイに基づく統一デザインをもとに、別途契約する図録編集のデザインについて美術館とともに監修すること。

## (2) 展覧会の運営(受付・案内・監視等)

ア 展覧会の受付・案内・監視を行う運営スタッフを開館日1日当たり9名以上配置し(47日間×9名)、その体制を構築すること。また、来館者などの接遇や対応について館と打ち合わせを行い、運営スタッフに対し適切に指導・教育して業務に当たらせること。

イ 受付・案内・監視等、展覧会の運営に必要な物品を準備すること。

ウ 新型コロナウイルスを始めとした各種感染症の感染防止対策を行うこと。

## (3) 展示工作物の設計、設置、撤去及び処理

ア 本館から示す展覧会の概要及び基本構成案に従い、各展示室の空間デザインを作成し、造作・撤去を行う。

イ 展示構成は5章に分かれ、各章のゾーンには壁面への経師紙(単色もしくは写真印刷を施した紙)の貼り込み、もしくは貼りパネルまたはカッティングシートによる貼り込みを行う。加えて、作品点数により必要に応じて仮設壁面を増設する。

ウ 空間デザインは、空間展示(インスタレーション)の手法を用いた斬新な手法の提案を期待する。ただし展示計画及び必要な展示工作物については変更する場合があるので、本館との協議の上実現すること。

エ 材質の変更は可能とするが、作品への影響の少ない材質の素材を使用すること。ただし、天井の蛍光灯照明及びスポットライト用配線ダクトは基本的に使用可能な状態に保つこと。

ウ 製作物には、展覧会冒頭のサイン、各章の巻頭言(パネル)、作品のキャプション・解説、作家の年表を含む。

エ 美術館2号、3号、4号展示室の壁面長(のべ)は、約245mである(各室、移動壁面

を含む)。尚、壁面等展示室に関する詳細、当館が有する展示什器(展示台、展示ケース等)については本館に問い合わせること。

オ 展覧会開催前の展示工作物造作、及び会期終了後の撤去及び処理を適切に行うこと。

#### (4) 展覧会の看板の作成・設置・撤去

ア 展覧会に係る看板について、ポスター・チラシのデザイン及び展覧会ロゴを基に、魅力的なデザインを作成・印刷する。尚、印刷は美術作品のイメージの再現に堪える高精細印刷とし、発色が良く褪色しにくいインクを使用すること。

イ 実際のデザインは受託者の企画提案を基に、本館と受託者との協議の上で進めることとする。尚、レイアウト・文字校正を2回以上行う。

ウ 看板の仕様は、次のとおりとする。

設置場所	寸法	参考	枚数
美術館玄関前 (屋外、マグネット固定式)	W3, 600mm×H2, 700mm	通常は分割(w900単位)で使用している。	1枚
美術館3号展示室前	W3, 600mm×H1, 800mm		1枚
道路沿いメッシュ看板	W4, 000mm×H1, 200mm	博物館北東側に設置。 なお設置にあたっては、あらかじめ佐賀市の許可が必要。	1枚

#### (5) 展覧会及び関連イベント等の広報の企画・実施

ア (1)以外の展覧会の広報について、企画提案に基づき、本館と十分に協議のうえ、戦略的な広報計画を立て実施すること。

イ 広報結果をとりまとめ、記録し、適切な方法で報告すること。

#### (6) アンケートの集計・報告

ア 本館が作成した来館者向けの展覧会アンケートを集計し、展覧会会期終了2か月以内にその結果を報告すること。

イ 上記に関して、万一、回答者の個人情報等を扱う場合は、「佐賀県個人情報保護条例」を遵守すること。

#### (7) 上記以外の業務

企画提案に基づき、上記(1)～(7)以外に必要な業務については、本館と十分に協議のうえ、計画・実施すること。

## 6 完了報告

受託業務の完了後、完了報告書等の関係書類を提出すること。

## 7 委託料の支払いについて

完了払いとする。

## 8 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たり、第三者(美術館及び受託者以外の者)が所有したり、著作権を持つものがある場合は、必要となる著作権の処理を、美術館と協議のうえ適切に実施すること。
- (2) 本業務において作成された成果物の著作権は、全て美術館に帰属する。但し、企画コンペに応募した著作物の著作権は除く。
- (3) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、協議内容について協議簿を作成し記録すること。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成 13 年佐賀県条例第 37 号)に基づき、適切に管理するものとする。
- (5) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。